

令和2年（行コ）第202号
控訴人 金子民夫 ほか
被控訴人 国

2022年3月23日

東京高等裁判所第1民事部 御中

意見陳述書

控訴人 杉山文一



私は、今年の元旦で84歳になりました。この裁判では、東京原告団の事務局長を担当しています。

2022年2月25日付の控訴人ら準備書面（5）で、年金受給者にもたらす影響の具体的検討や高齢者に与える影響が考慮されずに、「名目下限ルール」を変更し年金減額を定める法改正がなされたことを明らかにしました。

平成24年改正法に基づく年金減額がなされた後も、高齢者に与える影響を考慮することなく、年金引下げが強行されています。

厚生労働省は1月21日に22年度の公的年金を0.4%引き下げると公表しました。厚労省が公表したのは、物価変動率マイナス0.2%、賃金変動率マイナス0.4%です。2016年12月に強行可決されたいわゆる「年金カット法」で「賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、賃金変動率に合わせて改定する」とした改悪ルールによって、0.4%の年金減額となったのです。物価が上昇しても、賃金が下がれば、年金は減額されます。物価が急上昇しても、賃金変動率がマイナスになれば、高齢者の命綱の年金が削減されます。老いていく絶望と先の見えない恐怖の悲痛な叫びが聞こえてきます。

裁判では、原告403名から集計した「生活実態アンケート」を証拠として提出しました。アンケートには、原告一人一人の不安、悲痛な叫び声が表れています。

- これ以上切り詰めるところがない、命を切り詰める以外にない（男性・81歳）
- 衣食住は崩壊。食費を減らす、着るものは下着しか買わない、エアコン不使用
- 医療費、健康維持費を節約、病院への交通費を節約。命の危険を感じ涙堪える。
- 新聞、雑誌、映画、芝居、音楽を隔離。文化活動から断絶しこれは人間でない。
- 悲しき冠婚葬祭、親族、友人、との人間関係を断絶。孤独・孤立化で命の氷結。
- 家族の病気、障害、引きこもり、失業、非正規、年金減額で家族全体の生活破綻。
- 【77歳の女性、原告、年金月額77,163円】

物価は値上がりしているので食べることを節約します。お菓子を買ったことはありません。果物も花も買ってないです。

昨年 0.1%に引き続き 2 年連続の引き下げで、安倍・菅・岸田の自公政権の 10 年間で公的年金額は実質 6.7%も削減され、この時期に、0.4%年金の削減が強行されようとしています。

原油価格の急上昇で、電気、灯油、ガソリン、宿泊料、火災・地震保険料など。生鮮食料品を除く日常生活に欠かせない食料品も次々上昇しています。

ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格がさらに高騰しています。原油や原材料価格の高騰に加え、物流コスト増や為替相場の円安による輸入価格の上昇などの複数の要因を理由に、製品の値上げが相次いでいます。ガス料金も値上げされます。4 月以降も値上げの大波が続くことが確実に予想され、暮らしを圧迫します。

総務省の消費者物価指数は、前年同月比、電気代 15.9%、ガス代 13.2%、果物 10.4%、魚介類 7.5%、エネルギー17.9%（都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン）の上昇となっています。

年金から天引きされる後期高齢者医療保険料や介護保険料は引き上げを繰り返し、10 月からは、後期高齢者の窓口負担 1 割が 2 割になるなど、高齢者の暮らしは、耐えられない程の厳しさの中で日常的に生活が脅かされ、基本的人権としての生存権が侵害されています。

0.4%の年金引き下げ、窓口負担の増加により、高齢者の叫び声は、絶叫になるでしょう。

「特例水準」は 2000 年から 2002 年の 3 年、物価が下がったのに「景気を冷え込ませないために」という理由で、国会で年金額を下げないという法案が全会一致で成立しました。その後、2004 年の年金改正法で「特例水準」は物価が上昇する状況下で解消することが決まりました。年金受給者が受け取る「年金額」は下げないということです。

ところが。突然、2012 年物価・賃金が上昇していない状況下で、2013 年から 2015 年の 3 年間で 2.5%の年金削減を行う「平成 24 年改正法」が制定されました。身の毛がよだつ、異常さと過酷を直感しました。

3 年間で 2.5%年金額を実額で引き下げることは、考えられない、想定できない驚きの年金削減です。憲法 25 条 2 項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。どう考えても、今まで保障された年金水準を実質的に引き下げることは、許されることではありません。

何の説明もなく、一律に減額しました。低年金額の人ほど生活に与える影響は深刻です。とりわけ女性の場合、低年金の割合が男性より高いため、減額による打撃は生活を直撃しています。

憲法 25 条の基本的人権の生存権。苦しい生活の中で納めてきた保険料、憲法 29 条 1 項の財産権、憲法 13 条に保障される「幸福追求権」、社会権規約の「後退禁止原則違反」などについて、社会保障審議会年金部会や、国会でどんな話し合いがされてこの平成 24 年改正法は決められたのでしょうか、特に、年金が減額されたら、年金受給者の生活実態がどうなるのか、話し合われたのでしょうか。

お願いしている香取照幸証人は、内閣官房内閣審議官、「社会保障・税一体改革」担当、厚生労働省年金局長、「全世代型社会保障構築会議」の構成員などの経歴があり、マスメディアでも社会保障政策について大活躍をしています。

香取照幸証人、お願いです、どうして平成 24 年改正法が制定されたのか、真実をお聞きしたいと思います。

年金は「老後を生きる命綱」です。

東京地裁判決は、平成 24 年改正法の立法過程の詳細な分析は勿論、私たち原告の請求を無視、一顧だにせず、被告（国）側の主張を容認し判決を下しています。不公正で不当判決です。

裁判官は目の前で苦しんでいる私たち控訴人に希望の光を照らすことができます。これは、裁判官にしか出来ないことです。

私たち控訴人は裁判官が「何も畏れることがない、従うものは自らの良心と憲法だけである」という原則的立場に立ち、司法に負託された当然の職責を果たされることを期待するものです。 以上で陳述を終わります。

以上